

1 委員会審議経過

【内閣委員会】

(1) 審議概観

第141回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出4件、本院議員提出2件、衆議院議員提出1件の合計7件であり、内閣提出はすべて可決し、本院議員提出2件及び衆議院議員提出1件は継続審査とした。

また、本委員会付託の請願15種類232件のうち、2種類59件を採択した。

〔法律案の審査〕

許可等の有効期間の延長に関する法律案は、行政改革の一環として、許可等の申請に係る国民の負担軽減を図るため、16法律49事項にわたる許可等の有効期間の延長を、一括して行おうとするものである。

委員会においては、11月13日、許可等の有効期間を延長する際の期間設定の基準、今回の措置による具体的な負担軽減の効果、規制緩和が消費者保護に及ぼす影響等について質疑が行われ、採決の結果、本法律案は、全会一致をもって、原案どおり可決された。

一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律案は、本年8月の給与についての人事院勧告を実施しようとするものであり、その内容は、俸給月額、扶養手当、特地勤務手当に準ずる手当、期末手当及び勤勉手当等の額の改定、ハワイ観測所勤務手当の新設並びに指定職俸給表の適用を受ける職員についての期末特別手当の新設及び期末手当の廃止等を行おうとするものである。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の職員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額を改定しようとするものである。

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の職員の例に準じて、防衛庁職員の俸給月額等の改定、期末特別手当の新設等を行うとともに、自衛官俸給表の将の欄又は将補の(一)欄の適用を受ける自衛官以外の自衛官に係る調整手当の支給割合の改定等を行おうとするものである。

委員会においては、12月2日、以上の給与関係3案を一括して議題とし、今回の給与改定の考え方及び指定職職員の改定を1年延伸する理由、今後の行政経費縮減への取組み等について質疑が行われた。質疑を終わり、討論の後、順次採決の結果、一般職職員給与法等改正案は、全会一致をもって、原案どおり可決され、特別職職員給与法改正案及び防衛庁職員給与法改正案は、いずれも多数をもって、原案どおり可決された。なお、一般職職員給与法等改正案に対

し、附帯決議を行った。

市民活動促進法案は、ボランティア活動をはじめとする市民に開かれた自由な社会貢献活動としての市民活動の健全な発展を促進し、公益の増進に寄与するため、市民活動を行う団体に法人格を付与すること等の措置を講じようとするものである。

非営利法人特例法案は、営利を目的としない団体の活動の健全な発達の促進を図り、公共の福祉の増進に寄与するため、営利を目的としない団体に法人格を付与すること等について当分の間の措置を定めようとするものである。

市民公益活動法人法案は、多様な価値観を有する市民が社会の構成員としての自覚と責任に基づいて自発的に行う市民公益活動の展開が活力に満ちた社会の実現に不可欠なものであることにかんがみ、市民が自主的かつ積極的に参加して行う市民公益活動を推進し、及び支援するため、市民公益活動を行う団体に対して法律上の能力を与える手続を整備する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、12月8日、以上のNPO関係3案の趣旨説明を聴取したが、3案とも継続審査となった。

〔国政調査等〕

11月25日、日米防衛協力のためのガイドラインの運用に関する件、対人地雷禁止条約への対応に関する件等について質疑が行われた。

(2) 委員会経過

○平成9年9月26日（金）（第140回国会閉会後第1回）

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 一般職の職員の給与等についての報告及び給与の改定についての勧告に関する件について中島人事院総裁から説明を聴いた後、同件、公務員の天下り問題及び政治倫理の在り方等について村岡内閣官房長官、小里総務庁長官、人事院、防衛庁及び総務庁当局に対し質疑を行った。

○平成9年10月16日（木）（第1回）

- 国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査並びに国の防衛に関する調査を行うことを決定した。
- 派遣委員から報告を聴いた。

○平成9年11月13日（木）（第2回）

- 許可等の有効期間の延長に関する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）について小里総務庁長官から趣旨説明を聴き、同長官、政府委員、運輸省、

厚生省及び建設省当局に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第4号) 賛成会派 自民、平成、民緑、社民、共産、太陽
反対会派 なし

○平成9年11月25日(火)(第3回)

○日米防衛協力のためのガイドラインの運用に関する件、対人地雷禁止条約への対応に関する件等について小渕外務大臣、久間防衛庁長官、村岡内閣官房長官及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成9年12月2日(火)(第4回)

○一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第16号)
(衆議院送付)

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第17号)
(衆議院送付)

以上両案について小里総務庁長官から趣旨説明を聴き、
防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第18号)
(衆議院送付)について久間防衛庁長官から趣旨説明を聴き、
一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第16号)
(衆議院送付)

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第17号)
(衆議院送付)

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第18号)
(衆議院送付)

以上3案について小里総務庁長官、村岡内閣官房長官、久間防衛庁長官、政府委員及び自治省当局に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

(閣法第16号) 賛成会派 自民、平成、民緑、社民、共産、太陽
反対会派 なし

(閣法第17号) 賛成会派 自民、平成、民緑、社民、太陽
反対会派 共産

(閣法第18号) 賛成会派 自民、平成、民緑、社民、太陽
反対会派 共産

なお、一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第16号)(衆議院送付)について附帯決議を行った。

○平成9年12月8日（月）（第5回）

- 市民活動促進法案（第139回国会衆第18号）について発議者衆議院議員小川元君から趣旨説明を聴いた。
- 非営利法人特例法案（参第3号）について発議者参議院議員笠井亮君から趣旨説明を聴いた。
- 市民公益活動法人法案（参第5号）について発議者参議院議員山本保君から趣旨説明を聴いた。

○平成9年12月12日（金）（第6回）

- 請願第2号外58件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第3号外172件を審査した。
- 市民活動促進法案（第139回国会衆第18号）
○非営利法人特例法案（参第3号）
○市民公益活動法人法案（参第5号）
以上3案の継続審査要求書を提出することを決定した。
- 国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査並びに国の防衛に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

（3）成立議案の要旨・附帯決議

許可等の有効期間の延長に関する法律案（閣法第4号）

【要旨】

本法律案は、行政改革の一環として、許可等の申請に係る国民の負担軽減を図るため、許可等の有効期間の延長を行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 不動産鑑定業者の登録の有効期間を3年から5年とする。
- 2 金融先物取引業者の許可の有効期間を3年から5年とする。
- 3 建築物における衛生的環境の確保に関する事業を営む者の登録の有効期間を3年から6年とする。
- 4 飲食店等の営業の許可の条件として付することができる有効期間を4年を下らない期間から5年を下らない期間とする。
- 5 薬局開設の許可、医薬品の販売業の許可の有効期間を3年から6年とする。
- 6 毒物又は劇物の販売業の登録の有効期間を3年から6年とする。
- 7 向精神薬営業者の免許の有効期間を、輸入業者、輸出業者、製造製剤業者又は使用業者については3年から5年とし、卸売業者又は小売業者については3年から6年とする。

- 8 保険医療機関等の指定の有効期間を3年から6年とする。
- 9 商品投資販売業者及び商品投資顧問業者の許可の有効期間を3年から6年とする。
- 10 特定債権等譲受業者及び小口債権販売業者の許可の有効期間を3年から6年とする。
- 11 消費生活用製品安全法に基づく第1種特定製品の型式等の承認の有効期間を1年以上7年以内から3年以上10年以内とする。
- 12 高圧ガスの容器検査所の登録の有効期間を3年から5年以上10年以内において政令で定める期間とする。
- 13 租鉱権の存続期間を5年以内から10年以内とする。
- 14 水洗炭業者の登録の有効期間を1年から2年とする。
- 15 旅行業の登録の有効期間を3年から5年とする。
- 16 宅地建物取引主任者証の有効期間を3年から5年とする。
- 17 本法律は、一部を除き、公布の日から施行する。
- 18 所要の経過措置を規定する。

一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第16号）

【要 旨】

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成9年8月4日付けの給与改定に関する勧告にかんがみ、一般職の国家公務員の俸給月額等について所要の改定を行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 全俸給表の全俸給月額を引き上げる。
- 2 医師及び歯科医師に対する初任給調整手当の支給月額の限度額を31万2,200円（現行30万7,500円）に引き上げる。
- 3 扶養手当について、扶養親族でない配偶者がある場合の扶養親族たる子、父母等のうち1人についての月額を6,500円（現行5,500円）に引き上げるとともに、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある扶養親族たる子に係る加算額を1人につき月額4,000円（現行3,000円）に引き上げる。
- 4 特地勤務手当に準ずる手当について、支給割合の限度を俸給及び扶養手当の月額の合計額の100分の6（現行100分の4）に引き上げる。
- 5 新たにハワイ観測所勤務手当を設け、官署を異にする異動によりアメリカ合衆国のハワイ島に所在する観測所に勤務することとなった職員に、俸給及び職員と同居する扶養親族に係る扶養手当の月額の合計額に100分の80を乗じて得た額（その額が25万円に満たないときは、25万円）の100分の75から

100分の125までの範囲内の額を支給する。

- 6 宿日直手当の支給額の限度額を引き上げる。
- 7 期末手当について、3月に支給する場合の割合を100分の55（現行100分の50）に引き上げるとともに、行政職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの及びこれに相当するもの（人事院規則で定める職員を除く。以下、「特定幹部職員」という。）について、6月に支給する場合の割合を100分の140（現行100分の160）、12月に支給する場合の割合を100分の170（現行100分の190）に引き下げる。
- 8 勤勉手当について、特定幹部職員の支給割合を100分の80（現行100分の60）に引き上げる。
- 9 指定職俸給表の適用を受ける職員に対して、期末手当に代えて新たに期末特別手当を設け、期末特別手当基礎額に、3月においては100分の55、6月においては100分の160、12月においては100分の190を乗じて得た額に、その者の在職期間の区分に応じた割合を乗じて得た額（在職期間におけるその者の勤務成績が良好でない場合には、勤務成績に応じ各庁の長又はその委任を受けた者が定める額を減じて得た額）を支給する。
- 10 非常勤の委員、顧問、参与等に支給する手当の限度額を日額3万8,900円（現行3万8,500円）に引き上げる。
- 11 任期付研究員に適用する全俸給表の全俸給月額を引き上げる。
- 12 本法律は、公布の日から施行し、平成9年4月1日から適用する（改正後的一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の規定は平成9年6月4日から適用する）。ただし、宿日直手当に関する改正規定、特定幹部職員の期末手当及び勤勉手当に関する改正規定並びに期末特別手当に関する改正規定は平成10年1月1日から、特地勤務手当に準ずる手当に関する改正規定、非常勤の委員、顧問、参与等に支給する手当に関する改正規定及び指定職俸給表に関する改正規定は、平成10年4月1日から施行する。
- 13 期末特別手当に関する改正規定中勤務成績に応じた減額措置に係る改正規定は、基準日が平成10年6月1日以後である期末特別手当について適用する。
- 14 期末特別手当に関する規定の適用について、平成10年3月に支給する場合の割合を100分の50とする。

【附 帯 決 議】

政府は、人事院勧告制度が労働基本権制約の代償措置であることにかんがみ、公務員の給与改定については、人事院勧告を尊重する姿勢を堅持し、完全実施するよう努めること。

右決議する。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第17号）

【要 旨】

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額を改定しようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 内閣総理大臣、国務大臣、内閣法制局長官、政務次官等の俸給月額を引き上げる。
- 2 大使及び公使の俸給月額を引き上げる。
- 3 秘書官の俸給月額を引き上げる。
- 4 常勤及び非常勤の委員等に支給する日額手当の限度額を引き上げる。
- 5 本法律は、公布の日から施行する。ただし、秘書官の俸給月額の引上げに関する改正規定は、平成9年4月1日から適用するとともに、内閣総理大臣、国務大臣、内閣法制局長官、政務次官等、大使及び公使の俸給月額の引上げ並びに常勤及び非常勤の委員等に支給する日額手当の限度額の引上げに関する改正規定は、平成10年4月1日から施行する。

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第18号）

【要 旨】

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に準じて、防衛庁職員の俸給月額等を改定しようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 参事官等俸給表の俸給月額及び自衛官俸給表の俸給月額を一般職の国家公務員の例に準じて引き上げる。
- 2 防衛大学校及び防衛医科大学校の学生に支給する学生手当の月額を10万6,400円（現行10万5,600円）に引き上げる。
- 3 自衛官俸給表の陸将、海将及び空将の欄又は陸将補、海将補及び空将補の（一）欄の適用を受ける自衛官以外の自衛官に係る調整手当の支給割合を引き上げる。
- 4 嘗舎外居住を許可された自衛官に支給する嘗外手当の月額を5,690円（現行5,620円）に引き上げる。
- 5 一般職の国家公務員の例に準じて、参事官等俸給表の指定職の欄の適用を受ける職員等の期末特別手当を新設し、これに伴い規定を整備する。
- 6 本法律は、公布の日から施行し、平成9年4月1日から適用する。ただし、期末特別手当の新設等に係る改正規定は平成10年1月1日から、参事官等俸

給表の指定職の欄に係る改正規定並びに自衛官俸給表の陸将、海将及び空将の欄又は陸将補、海将補及び空将補の(一)欄に係る改正規定は平成10年4月1日から施行する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（4件）

番号	件 名	先議院	提出月日	参 議 院			衆 議 院		
				委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決
4	許可等の有効期間の延長に関する法律案	衆	9.10.13	9.11.11	9.11.13 可 決	9.11.14 可 決	9.10.31	9.11.6 可 決 附帯決議	9.11.6 可 決
○9.10.31 衆本会議趣旨説明									
16	一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律案	〃	11.26	11.28	12.2 可 決 附帯決議	12.3 可 決	11.26	11.27 可 決 附帯決議	11.28 可 決
17	特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案	〃	11.26	11.28	12.2 可 決	12.3 可 決	11.26	11.27 可 決	11.28 可 決
18	防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案	〃	11.26	11.28	12.2 可 決	12.3 可 決	11.26	11.27 可 決 安全保障	11.28 可 決

・本院議員提出法律案（2件）

番号	件 名	提 出 者 (月 日)	予備送付 月 日	衆院への 提出月日	参 議 院			衆 議 院		
					委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決
3	非営利法人特例法案	笠井 亮君 外2名 (9.10.13)	9.10.15		9.12.5	継続審査				
5	市民公益活動法人法案	山本 保君 外3名 (9.12.5)	12.9		12.5	継続審査				

・衆議院議員提出法律案（1件）

番号	件 名	提 出 者 (月 日)	予備送付 月 日	本院への 提出月日	参 議 院			衆 議 院		
					委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決
18	市民活動促進法案	熊代 昭彦君 外4名 (8.12.16)		9.6.6	9.6.17	継続審査				